

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成25年7月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
島原市	50.8 歳	31 人	374,797 円	405,460 円	392,422 円
うち清掃職員	48.9 歳	12 人	361,345 円	386,454 円	378,679 円
うち校務主事	53.7 歳	9 人	388,361 円	432,180 円	416,194 円
うち調理員	50.8 歳	8 人	382,496 円	407,998 円	392,121 円
うち自動車運転技術員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
水道整備員(島原市水道企業)	50.8 歳	5 人	384,393 円	420,680 円	400,293 円
長崎県	50.6 歳	245 人	332,882 円	381,777 円	356,810 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030) 円	-	307,506(323,181) 円
一般市	49.2 歳	25 人	307,716 円	331,694 円	320,458 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
島原市	-	- 歳	- 円	-
うち清掃職員	廃棄物処理従事員	44.7 歳	288,200 円	1.34
うち校務主事	用務員	53.5 歳	206,600 円	2.09
うち調理員	調理士	44.1 歳	210,000 円	1.94
うち自動車運転技術員	自家用乗用自動車運転者	55.8 歳	203,700 円	*
水道整備員(島原市水道企業)	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
島原市	6,429,448 円	- 円	-
うち清掃職員	6,153,137 円	3,989,200 円	1.54
うち校務主事	6,808,068 円	2,861,400 円	2.38
うち調理員	6,467,315 円	2,844,900 円	2.27
うち自動車運転技術員	* 円	2,833,700 円	*
水道整備員(島原市水道企業)	6,658,360 円	- 円	-

※「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年度～23年度の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※ 一般市とは類似団体の区分類型の一つであり、本市が属する区分です。

※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)です。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均給料月額等の欄はすべてアスタリスク(\*)としています。

(2)年齢別職員数

(平成24年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
島原市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
うち清掃職員				1	2	1		5	3		12
うち校務主事						1		4	4		9
うち調理員							5	2	1		8
うち自動車運転技術員											*
水道整備員(島原市水道企業)							2	3			5

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表について

技能労務職員の給料表については、行政職給料表(一)相当(独自の1級と行(一)の2級～4級を合わせたもの)を適用しています。

イ 昇給基準について

毎年4月1日に前1年間の勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給させています。ただし、最高号給を超えては昇給しません。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職に伴う新たな採用は行わず、非常勤職員等の配置を行うとともに、業務の民間委託への移行を図っていきます。

また、給与面については、適正な水準となるよう見直しを検討していきます。

3 具体的な取組内容

清掃職員については、ごみ収集業務の民間委託の実施を検討中です。また、学校校務主事については、非常勤職員を配置しているところであり、今後とも引き続き非常勤職員等への移行を図ります。

給料表については、平成18年度の給与構造見直し実施により給料水準の引き下げを行いました。技能労務職給料表(国家公務員の行政職俸給表(二)相当)の導入など適正な給与水準となるよう見直しを検討していきます。